

新井総合施設株式会社の第3期増設事業に係る許可について

市民環境部・経済部

千葉県は、新井総合施設株式会社に対し、平成30年8月6日付け千葉県廃指令第818号で、第3期増設事業に係る廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の変更を許可し、事業者には産業廃棄物処理施設変更許可証を交付した。

併せて、同日付け千葉県森指令第715号で、森林法に基づく林地開発の変更を許可し、事業者には通知した。

I 産業廃棄物処理施設変更許可

1 許可の内容

- (1) 許可の年月日 平成30年8月6日
- (2) 施設の種類の 産業廃棄物最終処分場（管理型）
- (3) 設置場所 千葉県君津市怒田字花立643番1 外52筆
- (4) 処理能力 埋立面積 171,240 m²
埋立容量 4,209,640 m³

【参 考】

項 目	既 設	増 設	全 体
事業区域面積	20.5ha	40.2ha	60.7ha
埋立面積	8.8ha	8.3ha	17.1ha
埋立容量	200 万 m ³	221 万 m ³	421 万 m ³
浸出水処理施設	2 施設	1 施設	3 施設

2 許可の条件

別紙「産業廃棄物処理施設変更許可証（写）」のとおり

3 千葉県における今後の手続き

- (1) 第3期処分場の建設工事が終了した際に、県による施設の使用前検査が行われる。当該処分場は、第3-1処分場、第3-2-1処分場及び第3-2-2処分場の3つに区分されており、各々に分けて段階的に検査が行われる見込み。
- (2) 上記検査終了後、事業者から県に産業廃棄物処理業変更届出書が提出され、産業廃棄物処分業許可証が書き換えられれば、廃棄物の埋立てが開始となる。

II 林地開発変更許可

1 許可の内容

- (1) 許可の年月日 平成30年8月6日
- (2) 所在場所 千葉県君津市怒田字花立643番1 ほか46筆
- (3) 事業区域の面積 60.6949ha
- (4) 開発行為に係る
森林の土地の面積 36.5944ha
- (5) 開発行為の目的 産業廃棄物最終処分場
- (6) 森林率 87.6%
- (7) 開発行為期間 平成13年 3月30日～平成56年 3月31日

2 許可の条件

別紙「林地開発変更許可通知書（写）」のとおり

3 千葉県における今後の手続き

- (1) 増設工事の請負業者から、ベースキャンプ（現場事務所、寄宿舍、コンクリート製造プラント）の設置に関する小規模林地開発行為の届出が県に提出される見込み。
- (2) 県は、段階に応じて状況確認を実施するとともに、調整池等防災施設が完成した際は、立入り検査を行う見込み。

III 君津市における今後の手続き

増設工事の請負業者から、平成29年12月に一旦取り下げされた第3期増設事業の事前準備行為に係る手続きとして、ベースキャンプ設置のための森林伐採に係る届出書、及び排出水流出に係る許可申請書が市に提出される見込み。

IV 今後の市の対応

引き続き県と連絡調整を密にしながら、第3期処分場の増設工事が周辺地域の自然環境や生活環境に影響を及ぼさないよう監視体制の強化を図る等、市民の安全と安心の確保のための方策について検討していく。

産業廃棄物処理施設変更許可証

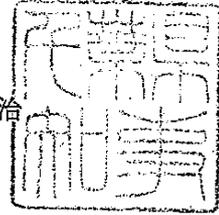


平成30年8月6日

住 所 千葉県君津市怒田字花立643番地1
 氏 名 新井総合施設株式会社
 代表取締役 新井 隆太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成30年8月6日	許可番号	30-ハ-変-1
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	産業廃棄物最終処分場(管理型) ア 燃え殻, イ 汚泥, ウ 廃プラスチック類, エ 紙くず, オ 木くず, カ 繊維くず, キ 動植物性残さ, ク ゴムくず, ケ 金属くず, コ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, サ 鉱さい, シ がれき類, ス ばいじん, セ 処分するために処理したもの(施行令第2条第13号廃棄物) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除くものとし, ウ, コ及びシについては石綿含有産業廃棄物を含む。) (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)		
設置場所	千葉県君津市怒田字花立643番1 外52筆(許可証別紙のとおり)		
処理能力	埋立面積 : 171,240m ² 埋立容量 : 4,209,640m ³		
許可の条件	許可証別紙のとおり		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可証別紙

1. 設置場所

設 置 場 所	処分場面積
千葉県君津市怒田字花立 630番7の一部, 636番1, 636番2, 638番3の一部, 639番の一部, 640番1, 640番2, 640番3, 641番, 642番3, 643番1, 643番2, 643番3, 644番, 644番2, 645番, 646番, 647番1, 647番2, 648番1, 648番2, 654番1, 654番2, 654番3, 654番7, 654番8, 654番14, 654番16, 656番, 657番, 658番, 659番, 660番, 661番1, 661番2, 661番3, 661番4, 661番5, 661番6の一部, 662番1, 662番2, 663番, 664番, 665番, 666番, 669番2の一部 怒田字広野 670番8の一部 坂畑字花立 1192番1, 1192番2, 1192番3の一部 1192番4の一部, 1192番5 坂畑字横尾 1226番	525,400㎡

2. 許可の条件

- (1) 浸出水集排水管の周辺には、透水性の低い廃棄物の埋立を行わないこと。
- (2) 保有水量を削減するため、埋立作業中の雨水浸透を抑制する対策や区画埋立を実施するなど、適切な埋立作業管理を行うこと。
- (3) 石膏ボードの埋立については、有機性汚泥と埋立場所を離すなど、硫化水素等による悪臭が発生しないよう十分配慮し、埋立作業管理を行うこと。
- (4) 有機物の埋立に当たっては、即日覆土を確実にを行うなど、悪臭の発生防止対策を徹底すること。
- (5) 廃棄物は、埋立後の移動を避けるよう計画的に埋め立てること。
- (6) 浸出水処理施設の維持管理を適切に行い、放流水の水質管理に万全を期すこと。
また、放流水等のモニタリングを確実に実施すること。
- (7) 遮水工の健全性を確認するため、漏水検知システム、地下水集水ピットの水質及びモニタリング井戸の水質等の確実なモニタリングを行うこと。
なお、モニタリング井戸の設置に当たっては、敷地の地下水下流端の複数の井戸で行い、地下水のイオン成分の分析及び地下水の流向の確認を行うこと。
また、異常を検知した場合には、直ちに搬入を停止するとともに、速やかに調査を行い、臨機の措置を講じること。
併せて、県にも速やかに報告し、追加の対策等について、県の指示に従うこと。
- (8) 受入廃棄物の性状確認を十分行い、適切な搬入管理に努めること。

- (9) 工事着工から使用前検査による竣工が確認されるまでの間は、事前に県へ施工計画書を提出し、完成後に不可視となる部分の確認検査について協議を行うこと。
- (10) 工事関係書類については、その施工状況を明らかにするための記録書類を整備し、当該施設が廃止されるまで保存すること。
- (11) 工事前資材等の運搬車両の走行に伴う騒音影響を低減するため、搬入路に隣接する民家に対する環境保全措置を確実に実施すること。
- (12) 設計計算の際に設定した土質定数等については、処分場建設現場において、設定値と差異がないことを確認すること。
なお、差異が生じた場合には、必要に応じて対策を検討し、県に報告の上、実施すること。
- (13) 浸出水集水ピットなどのコンクリート水槽は、水質や槽内環境に適した防食措置を講じること。
- (14) 使用前検査後、新たに築堤したえん堤等の完成検査を受けること。
- (15) 産業廃棄物の1層の埋立厚は各層とも2.0メートル以下、中間覆土は0.5メートル以上、最終覆土は1.0メートル以上とすること。
なお、中間覆土及び最終覆土は、各層毎に現地において覆土厚及び施工高の県の確認検査を受けること。
- (16) 施設の維持管理にあたっては、施設の異常・破損等を未然に防止するため、常時および定期的に適正な施設点検管理を実施すること。
なお、点検等の結果により所要の措置が必要となった場合には、速やかに対応すること。
併せて、点検結果や実施した措置の記録については、処分場廃止までの間、保存すること。
- (17) 処分場の作業時間は午前8時から午後5時30分までとし、原則として日曜日、祝祭日における作業は行わないこと。

(以下余白)



林地開発変更許可通知書

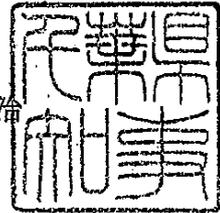
千葉県森指令第715号

千葉県君津市怒田字花立643番地1
新井総合施設株式会社
代表取締役 新井隆太

平成28年12月14日付けで変更申請のあった開発行為については、下記の条件を附して許可する。

平成30年 8月 6日

千葉県知事 鈴木栄治



記

1 許可内容

開発行為に係る森林の所在場所	君津市怒田字花立643番1 ほか46筆
事業区域の面積	60.6949 ヘクタール
事業区域内の森林の土地の面積	60.6949 ヘクタール
開発行為に係る森林の土地の面積	36.5944 ヘクタール
開発行為の目的	産業廃棄物最終処分場
残置森林率	— パーセント
森林率	87.6 パーセント
開発行為期間	平成13年3月30日 ~ 平成56年3月31日

2 許可条件

以下の条件に従って開発行為を行わない場合は、この許可を取り消すことがある。

- (1) 変更に係る開発行為は、変更申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) この許可書に定める条件のほか、平成22年3月3日付け千葉県森指令第1338号に定める許可条件に従って行うこと。

(教示)

- 1 この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。この場合においては、森林法第190条第1項後段の規定により、行政不服審査法による審査請求をすることができません。
(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求又は裁定の申請をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1.の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

林地開発許可通知書



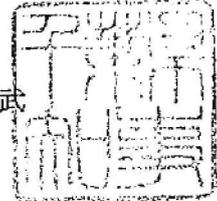
千葉県林指令第2号の3

東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
新井総合施設株式会社
代表取締役 新井隆太

平成11年10月13日付けで申請のあった林地開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により、下記の条件を付して許可する。

平成13年 3月30日

千葉県知事 沼田 武



記

1 許可内容

開発行為に係る森林の土地の所在場所	君津市怒田字花立643番1ほか6筆	
開発行為をしようとする事業区域の面積	15.8970	ヘクタール
開発行為をしようとする森林の面積	15.8970	ヘクタール
開発行為に係る森林の土地の面積	10.4980	ヘクタール
開発行為の目的	産業廃棄物処分場の建設	
残置森林率	—	パーセント
森林率	83.8	パーセント
開発行為期間	平成13年3月30日 ~ 平成24年4月30日	

7 許可条件

- (1) 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
- (2) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (3) 知事は、必要であると認めるときは、開発行為の調査監督を行い助言と指導を行うことができる。
- (4) 事業主は、前項に係る行為に協力し、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

写

- (5) 開発行為の計画について重要な変更（重要な変更とは、開発行為の目的及び事業区域の変更、開発行為に係る森林の土地の区域の変更、残置又は造成する森林又は緑地の区域の変更、主要な施設及び防災施設（えん堤、よう壁、調整池等）の変更（廃止、新設、位置及び構造）、排水系統の変更及び工区の変更）をしようとするときは、あらかじめ林地開発変更許可申請書に事業計画変更概要説明書及び当該変更に係る図面等を添付して許可の変更申請を行い、許可を得ること。
ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (6) 当該開発行為の施行に当たっては、防災施設の施工を先行しなければならない。
また、切土、盛土又は捨土の施工に際しては、施工途中において土砂の流出、崩壊の防止を図るとともに、開発区域外に対する安全を確認した上で行わなければならない。
- (7) 開発行為の施工中に災害が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく林地開発行為災害報告書により報告すること。
- (8) 開発行為の途中において、災害等が発生し、あるいは発生のおそれがある場合は、許可条件の変更及び追加等を行うことがある。
- (9) 開発行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく林地開発行為中止・廃止届出書により届出を行い、かつ、指示に従い防災措置を講ずるとともに、施行結果につき確認調査を受けなければならない。
- (10) 開発行為を完了したときは、遅滞なく林地開発行為完了届出書により届出を行うとともに、施行結果に関する確認調査を受けなければならない。

(教示)

この処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に異議申立てをすることができます。

但し、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。